

滋賀県事業継続支援金（第3期）について

1. 給付対象者について

Q1 滋賀県事業継続支援金（第3期）（以下、支援金）の対象となる事業者について教えてほしい。

A1 県内に事務所または事業所を有する中小企業者および個人事業主で、下記のアまたはイの要件に当てはまる方が対象になります。

【要件】

ア 国の「月次支援金」の給付決定（2021年の9月または10月のいずれかの月分）を受けている者。

イ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年の9月または10月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少もしくは2021年9月および10月の売上の合計が2019年または2020年の同期間の売上の合計と比べて30%以上減少している者。

Q2 中小企業基本法上に規定される中小企業ではないが、支援金の対象となるか。

A2 A1に該当する法人であれば、協同組合、NPO法人、社団法人、財団法人、農事組合法人、社会福祉法人等も対象になります。

※宗教法人、政治団体、風営法上の性風俗関連として届出義務のある者、公共法人、事業を営まない法人格のある自治会等は給付対象事業者に該当しません。

Q3 国の「月次支援金」を受け取っているが、支援金の対象となるか。

A3 国の月次支援金との併給は可能です。対象は、今年9月または10月のいずれかの月分の月次支援金の受給者となります。なお、申請にあたっては、添付書類を省略できますので、詳しくは、Q21およびQ22をご覧ください。

Q4 県の支援金は、国の月次支援金とどう違うのか。

A4 国の月次支援金は、緊急事態措置やまん延防止等重点措置に伴う時短営業や外出自粛等の影響を直接・間接に受ける事業者のみ対象となつていますが、県の支援金は、緊急事態措置等に限らず新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、売上が減少した事業者を対象とするものです。

（国）月次支援金 HP：

<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/index.html>

Q5 2021年の9月に開業したが、支援金の対象となるか。

A5 2021年の8月までに開業している事業者等が対象となりますので、今年9月以降に開業された方は対象となりません。

Q6 2021年の1月に開業したため2020年と売上の比較ができない。支援金を申請することは可能か。

A6 2021年の8月までに開業している事業者等が対象となります。前年との売上の比較ができない、2020年10月2日から2021年8月31日までに開業した事業者の方は、開業月から2021年8月までの月の平均売上額（※開業月は日数に関わらず1ヶ月とします。）と比較して判断します。そのため、新規開業事業者特例計算書および開業月から2021年8月までの各月の売上台帳等の写しをご提出いただく必要があります。

Q7 本社が県外にあり、滋賀に事務所を設けているが、支援金を申請することは可能か。

A7 本社が滋賀県以外にあっても、県内に事務所または事業所があれば対象となります。

Q8 県の新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】を受給した、もしくは経営力強化支援事業【通常枠】を受給予定だが、支援金を申請することは可能か。

A8 支援金は、経営力強化支援事業【緊急枠】もしくは経営力強化支援事業【通常枠】を受給していても、申請することが可能です。また、他の支援金制度とも併用して申請が可能です。

Q9 飲食業、旅行業、観光業を営んでいないが、支援金の対象となるか。

A9 支援金は、業種の条件はございません。売上減少要件を満たす、県内に事務所または事業所を有する中小企業者および個人事業主の方であれば、対象となります。

Q10 売上減少の要因が新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるものとは、具体的にどのようなものを指すのか。

A10 例えば、近隣府県での緊急事態宣言等の対象措置により取引先が休業や時短営業したことによる売上の減少、コロナ禍に伴う外出自粛の影響による観光客や来店客の減少、対面で商品・サービスを提供する営業活動が制約を受けたことによる売上の減少等が挙げられます。
なお、売上減少の要因が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とは無関係の自己都合の休業やコロナ禍以前より売上が少額であり業として

事業を行っていないと判断される場合には対象にはなりません。

Q11 昨年（2020年9、10月）の売上は、すでに新型コロナウイルスの影響が出ていて、例年より少ない状況であった。このため、今年（2021年9、10月）の売上と比較すると前年同月比で50%以上減少しない場合は、給付対象とならないのか。

A11 売上の比較は、2021年9月、10月のいずれかの月と2020年9月、10月のうちのいずれかの月、もしくは2021年9月、10月のいずれかの月と2019年9月、10月のいずれかの月のどちらかを比較していただき、50%以上減少している場合であれば、給付対象となります。また、9月と10月の売上の合計が2019年または2020年の同期間と比較して30%以上減少している場合は、給付対象となります。

Q12 2021年9月の売上が2019年9月に比べて50%以上減少したが、2021年11月には2019年11月と同程度まで回復した。支援金を申請することは可能か。

A12 今年の11月の売上が回復している場合でも、9月または10月のいずれかの月の売上が新型コロナウイルスの影響を受け、2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少、もしくは9月と10月の売上の合計が30%以上減少していれば、対象となります。

Q13 2020年9、10月の売上が2019年同月に比べて50%以上減少した。しかし2021年は9、10月すべてが2019年と同程度まで回復した。支援金を申請することは可能か。

A13 2021年9、10月の売上が回復している場合は対象となりません。

Q14 2021年11月に廃業(倒産)した。支援金の対象となるか。

A14 支援金は、事業を続けていただくことを支援するためのものですので、既に廃業や倒産された場合や事業を継続する意思がない場合は対象となりません。

Q15 宿泊業と食品加工業など1事業者で異なる2つ以上の業種を営んでいる場合は、売上は業種ごとに計算するのか。

A15 売上の計算は、事業者単位で行います。単独業種では売上減少の要件を満たしていても、事業全体では要件を満たしていない場合は対象外となります。業種ごとではなく、事業全体の売上を計算してください。

Q16 複数店舗を経営している。全店舗での売上は50%以上の減少にはなっ

ていないが、一部店舗の売上は 50%以上の減となるが、支援金の対象となるか。

A16 支援金は、店舗・事業所単位でなく、事業者単位で給付します。そのため、特定の店舗・事業所のみでの月間売上が売上減少の要件を満たしていたとしても、他の店舗を含めた事業者全体の売上が要件を満たしていない場合には、対象とはなりません。

Q17 県の時短要請協力金を受給していても支援金を受給することはできるのか。

A17 重複して受給することも可能です。

Q18 事業継続支援金（第1期）と（第2期）を受給したが、第3期も受給できるのか。

A18 重複して受給することも可能です。

2. 申請について

Q19 申請の受付期間はいつか。

A19 令和3年 11 月1日(月)から令和3年 11 月30日(火)となっております。なお郵送による申請については、当日消印有効です。

Q20 どのように申請すればよいのか。

A20 オンライン申請および郵送申請にて受け付けます。申請方法等の詳細については、専用HPをご参照ください。
<https://shiga-keizokushien.com/>

Q21 申請書類は何を用意すればよいか。

A21 申請に必要な添付書類は下記の通りです。※他に給付申請兼請求書が必要です。

ア【国の「月次支援金」を受給した県内中小企業等のみなさま】

- (1)国から「月次支援金（2021年9月または10月のいずれかの月分）」が支給されたことを示すもの
- (2)履歴事項全部証明書（法人）または本人確認書類（個人）の写し（代表者のもの）【例】運転免許証、パスポート、保険証、マイナンバーカード等
- (3)誓約書（法人の場合は役員名簿を含む）
- (4)口座振込依頼書（振込先口座の見開き1・2ページの写しを添付）

イ【ア以外のみなさま】

(1) 営業活動を証する書類

【例】 定款、履歴事項全部証明書、確定申告書(個人事業主の場合)、開業届等

(2) 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)の写し(代表者のもの)【例】 運転免許証、パスポート、保険証、マイナンバーカード等

(3) 收受日付印の付いた2019年または2020年の確定申告書類の控え

(4) 2021年対象月と2019年または2020年同月の売上台帳等の写し

(5) 誓約書(法人の場合は役員名簿を含む)

(6) 口座振込依頼書(振込先口座の見開き1・2ページの写しを添付)

(7) 新規開業事業者特例計算書(令和2年10月2日から令和3年8月31日までに開業した事業者のみ)

Q22 国の「月次支援金」を受け取っているが、申請に当たって省略できる書類はあるのか。

A22 月次支援金受給者は、国から「月次支援金(2021年9月または10月のいずれかの月)」を受給されたことを示す書面を添付していただくことで、Q21イの(1)、(3)、(4)の書面を省略することができます。

Q23 「事業継続支援金(第1期)」を受け取っているが、申請に当たって省略できる書類はあるのか。

A23 第1期または第2期受給者は、県から「事業継続支援金(第1期または第2期)」を受給されたことを示す書面を添付していただくことで、Q21アの(2)、イの(1)、(2)の書面を省略することができます。

Q24 申請について分からないときはどこに問い合わせればよいか。

A24 皆さまからのご質問に対応するためのコールセンターを開設しております。

TEL: 0570-200-575 (平日9時から17時まで)

Q25 申請書類を直接県庁に持っていきたいが、受け付けてもらえるか。

A25 書類の紛失等を防止するため、受付窓口を支援金事務局に統一しております。直接県庁に持参いただいても受付できませんので、オンライン申請または郵送での提出をお願いします。

Q26 支援金の対象事業者数に制限はあるのか。

A26 対象事業者数に制限はないため、受付期間中に申請を締め切ることはありません。

Q27 申請書に押印は必要か。

A27 申請は押印不要です。

Q28 確定申告書に税務署の收受日付印が必要か。

A28 税務署の收受日付印が必要です。確定申告書の写しを添付する際は、收受日付印のあるものをご用意ください。

Q29 確定申告は、e-Tax を利用しているが、どうすればよいか。

A29 確定申告書別表一の控え（受付日時が印字）が必要です。受付日時が印字されていない場合は、「受信通知（メール詳細）」を添付することが必要です。

Q30 青色申告をしているが、売上台帳の写しに替えて、青色申告決算書の月別売上金額の記載箇所の写しを添付してもよいか。

A30 青色申告の場合は、売上台帳の写しに替えて、青色申告決算書の月別売上金額の記載箇所の写しで申請することができます。

Q31 売上とは。

A31 2021 年の対象月の売上は売上台帳等により判断します。過年度の売上については確定申告書上の事業収入の基になった売上台帳等（対象月と同月）により判断します。

Q32 複数店舗を営んでいる。店舗毎の売上台帳を申請書類として提出する必要があるのか。

A32 支援金は、店舗単位・事業所単位でなく、事業者単位で給付しますので、事業者単位で取りまとめた売上台帳が必要となります。

Q33 審査の結果は通知されるか。

A33 給付が決定した方に対して、通知をお送りします。

Q34 申請の結果、給付しない決定がされた際は、申請書類は返送されるか。

A34 審査の結果に関わらず、申請書類については返送いたしません。申請書類の提出時には、必ず控えをお取りください。

Q35 確定申告をしていない場合、申請はできるか。

A35 確定申告義務がない場合は、住民税の申告書類の控えを確定申告書に替えて、申請することができます。

Q36 確定申告で白色申告等の場合、月別の売上はどのように判断するのか。

A36 白色申告、青色申告（農業所得）の確定申告や住民税申告は、基準年（前年または前々年）の月平均の収入（基準年の事業収入等を12で除したものと）と比較して、2021年の対象月の売上が50%以上減少、もしくは月平均の収入×2と比較して2021年の9月と10月の売上の合計が30%以上減少している必要があります。そのため、売上台帳等の写しは、2021年の対象月のみ添付ください。

白色申告、青色申告（農業所得）であっても、月別の売上を確認できる場合は、対象月の同月の売上を比較することも可とします。その場合には、基準年（前年または前々年）の売上台帳等の写しが必要となります。

Q37 履歴事項全部証明書について、有効期限等はあるか。

A37 原則として、発行日から3か月以内のものをご提出ください。

なお、月次支援金申請時の履歴事項全部証明書を利用いただいてもかまいません。また、第1期または第2期の受給者は添付を省略することができます。

Q38 履歴事項全部証明書の代わりに、登記情報提供サービスによる登記データを提出することは可能か。

A38 本支援金の申請にあたっては、履歴事項全部証明書の代わりに、登記情報提供サービスによる登記データを提出することはできません。

3. 給付について

Q39 給付期間はいつか。

A39 令和3年11月下旬から順次、給付を予定しています。

Q40 支援金を申請してから給付されるまでにどのくらいかかるか。

A40 支援金を可能な限り早く給付できるよう、迅速に審査を進めたいと考えていますが、申請件数が多数に及ぶ場合や申請内容に不備がある場合、申請者において不備の修正や追加書類を提出していただけない場合等には審査にお時間をいただくことがあります。

Q41 給付される金額はいくらか。

A41 給付される金額は下記の通りです。

中小企業等 :20万円

個人事業主 :10万円

Q42 支援金は月ごとに給付されるのか。

A42 支援金は月ごとではなく、1回限りの給付となります。

Q43 2019年と比べ2021年の9、10月すべてで50%以上売上が減少した。支援金を2度受給することは可能か。

A43 9月と10月の両月ともに50%減少していても、支援金は1回限りの給付となります。ただし、第1期から第3期の併給は可能ですので、第1期、第2期を受給されていても第3期を受給することは可能です。

Q44 支援金が振り込まれたら連絡がくるのか。

A44 審査結果の決定通知をもって、支援金振込のお知らせとなります。オンライン申請の方は、メールにて通知します。郵送申請の方は、郵送で通知します。

4. その他

Q45 支援金は使い道が定められているか。

A45 事業継続のためであれば、特段、支援金の使途は定めておりません。

Q46 支援金を受給した後、報告書等を提出する必要があるか。

A46 報告書等の提出は不要です。

Q47 今回の支援金は課税対象になるか。

A47 お近くの税務署にお問合せください。

Q48 支援金を誤って受給した場合、どのようにすればよいか。

A48 給付要件を満たしていないにも関わらず支援金を受給した場合には、速やかに返還を行っていただきます。

Q49 支援金の他に滋賀県において支援策などを相談できる場所はあるか。

A49 滋賀県では、新型コロナウイルス感染症対策にかかる各種支援策のワンストップ相談窓口を設置しています。
県だけではなく、国、市町の支援策のご案内を含め、県民や事業者のみなさまのご相談に行政書士が対応します。
お困りごとがあれば、何でもご相談ください。(相談無料)

電話番号:077-525-5670(コロナゼロ)

開設時間:9時から17時まで(土日・祝日・年末年始を除く)